２０１５年７月１７日発行

村尾光子の
下野市議会報告
（第39号）



連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp

平成27年第2回定例会(6月3日～18日)の報告です。

～もくじ～

《審議事項》

○承認　（専決処分：税条例改正3件）
・市税条例　・都市計画税条例　・国保税条例

○報告(5件)
・H26年度2会計の継続費、繰越明許費繰越計算書
・専決処分(2件、損害賠償)

○H27年度一般会計補正予算

○条例制定(2件)
・行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例
・消費生活検討委員会条例

○条例改正(3件)
・地域活動支援センター条例　・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例　・介護保険条例

○町又は字の廃止及び町又は字の区域の変更
（県営針ヶ谷地区土地改良事業に伴うもの）

○工事請負契約の締結
・(仮称)薬師寺地域交流センター新築工事

○陳情(1件)
・「年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書」の提出を求める陳情 ⟹ 不採択

○発議(2件)
・「安全保障関連法案の、国民にわかりやすい慎重かつ十分な審議を求める意見書」⟹ 採択
・地方創生推進特別委員会設置の決議 ⟹ 採択

■一般質問：9議員が質しました。

平成27年第3回定例会は9月1日(火)開会予定です。

5月の猛暑以来の気温変化がめまぐるしく、身体が戸惑っている感じです。
皆様お変わりなくお元気にお過ごしでしょうか。
またしても、くどくどとした報告となってしまいましたが、お読みいただけたら幸いです。

6月定例会は議案が少なくゆったりと臨めるかと思いきや、次々と所用に追われた。自ら用事を作っているのかも？
市長は冒頭の施政報告の中で、成田地区に太陽光発電所(約1.6ha、857ｋWh)の建設を進めている事業者と下野市は「災害時の非常用電源設備の提供に関する応援協定」を締結する、と報告した。内容は、発電所内に可搬型蓄電池16台をフル充電状態で保管し、災害時に市職員が蓄電池を避難所に運び、避難者が使用している携帯電話等の小型家電に充電する、というもので、県内初めて。心強い限り。だが、平地林は伐採された･･･。
安保関連法整備法案の慎重審議を求める意見書を採択、良かった!!

議会報告と意見交換会

8月1日(土)13:30～15:30
グリーンタウン・コミュニティセンター 研修室
報告：村尾光子



どなたでもお気軽にお出かけください

■消費生活検討委員会を設置

現行の市消費生活基本計画(H24 ～ 27 年度)が今年度で終了するので、次期計画策定に当たり、消費生活検討委員会を設置する。

> 所掌事務:(1)消費生活基本計画の策定に関すること。
> 　　　　　(2)消費生活条例の検討に関すること。
> 　　　　　(3)消費生活事業に関し必要と認めること。
> 委員:15 人以内
> (1)学識経験者　(2)事業所代表者　(3)消費生活団体代表者　(4)司法書士　(5)消費生活相談員　(6)公募市民　(7)市長が必要と認める者
> 任期:調査·審議事項について報告が終了するまで

※内容は、前回計画策定時の「消費生活基本計画策定委員会設置要綱」に「消費生活条例の検討」を加え、任期を「報告が終了するまで」としたもの。

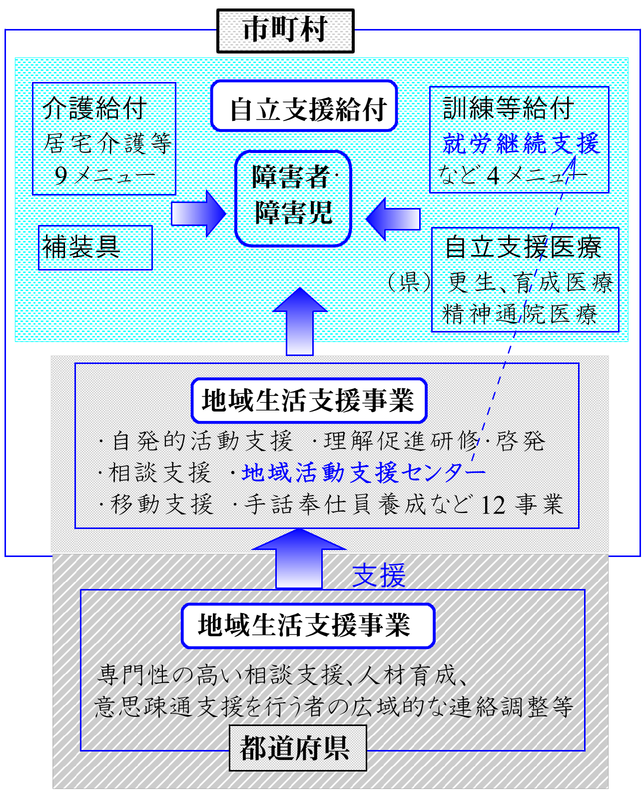
※ 7 月に市民委員公募、9 月頃発足の予定。

■地域活動支援センターなのはな、すみれ(福祉作業所)は自立支援給付事業へ移行

障害者自立支援法での地域活動支援センターとして位置付けられていた「なのはな」(南河内地区)、「すみれ」(石橋地区)作業所は、知事認可を得て、障害者総合支援法での就労継続支援 B 型事業所として訓練等給付事業を行う。

市地域活動活動支援センターは「ゆうがお」のみとなる。

障害者総合支援法による総合的な支援は自立支援給付と地域生活支援事業で構成される。



「障害福祉サービスの利用について」(全国社会福祉協議会)から

※「なのはな」、「すみれ」は市から受託した社会福祉協議会が運営していたが、4 月からは社会福祉協議会が事業主体。

《就労継続支援事業とは》

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

A型:雇用契約を結び、最低賃金以上の給料をもらいながら利用する。

B型:通所して授産的な活動を行い、工賃をもらいながら利用する。

【利用料】原則 9 割給付、1 割利用者負担、

但し、所得に応じて 4 区分の負担上限月額が設定されており、生活保護世帯と市民税非課税世帯は 0 円。

＊給付金は国保連合会を通じてサービス事業者(社会福祉協議会)に交付される。

◆　◆　◆　◆

これまでは市独自の地域活動支援センターだったので、運営費の大部分を委託費として市会計から支出していたが、就労継続支援 B 型事業者に移行したことにより、国等からの給付が得られる。利用者の活動内容·工賃は従来通り。

「すみれ」は建物老朽化と狭隘であるため、近く「なのはな」(生涯学習情報センター1 F)に移転·統合される予定。

■ H27 年度一般会計補正予算

4350 万 6 千円を追加、予算総額 274 億 2350 万 6 千円に

主な要因は H27 年度当初予算に計上されていた事業のうち、国からの交付金等が H26 年度補正予算で措置されたので前倒しして 26 年度会計から支出した分を減額し、及び事業費の変更によるもの

【歳入】　(1 万円未満切り捨て)

○国庫補助金	△　37 万円
○県補助金	637 万円
○基金繰入金(財政調整基金)	1000 万円
○市債	2750 万円

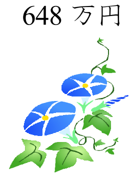
〔合併特例債 4470、農林水産債 △ 1230
消防債 △ 490〕

【主な歳出】

○市制施行 10 周年記念市民提案事業補助金	168 万円
(補助金申請数が予想を上回ったため追加)	
○農地·水·環境保全向上対策事業交付金	850 万円
○道路アンダー定期点検·修繕事業	1480 万円
○道路橋定期点検·修繕事業	1254 万円
○石橋北小急速室改修事業	2650 万円
(設計変更、資材·労務単価改定による)	
○中学校屋内体育館費構造部材修繕事業	1983 万円
(事業費変更:国分寺中 △ 497、南河内中 2436)	

●H26年度補正予算で既に支出分の減額

○県営農道整備事業負担金(江川)	△ 1375 万円
○内川橋橋梁修繕	△ 2000 万円
○定住希望者住宅取得支援事業	△　648 万円



■(仮称)薬師寺地域交流センター新築工事の工事請負契約締結

契約方法	指名競争入札
契約金額	2 億 746 万 8 千円 (うち消費税相当額 1536 万 8 千円)
契約相手方	吉田建設株式会社(下野市柴)

工期 ： H28 年 1 月末日
概要 ： 鉄骨造 1 階建て 延べ床面積 731.47 ｍ²(テラス除いて 627.10 ｍ²) 多目的室(ステージ・倉庫併設)、会議室 2 、和室 2 、調理室、事務室、テラス、外トイレ
環境配慮策 ： 複層ガラス・全熱交換器・LED 照明の採用
3 月末までに外構整備、4 月 備品設置、5 月開館予定

＊原則は一般競争入札だが、H26 年度に消費税増税された中、工事品質確保のため手持ち工事状況を勘案して市登録事業者 A ランクの 9 社を指名した。
＊分割発注の機械設備工事は(株)前商が 4451 万円(税抜き)、電気設備工事は(株)多田電工が 2340 万円(同)で落札した。

《下野市は取り抜け方式を採用》(仮称)薬師寺地域交流センター新築工事の入れ札開札日には、事後審査型条件付き一般競争入札21件についても開札された。
電気設備、機械設備の入札結果を調べる中で、発注案件21件中、取り抜けとした入札が12件あった。
市の取り抜け方式とは、発注案件を分野ごとにグループ化し、金額の大きい順に開札、落札事業者が同一グループ内の他の入札にも参加している場合は、当該社の入れ札を開札しないというもの。市内事業者の健全な育成と受注機会の確保を目的としているとのこと。
確かに、一理ある。資本力のある企業が、いくつもの事業を落札していたら、中小事業所は公共事業への算入ができず、実績もつくれない。
しかし、中には6社が入札参加表明したが3社が取り抜けとなり、1社は入札書不着で無効、2社間の競争となった例や、5社参加表明、うち3社取り抜け、1社無効、残った1社が落札となった例もあった。
「落札の機会を公平に」は分かるような気するが。果たして競争原理が働いているのだろうか。
市入札適正化委員会では、「5社参加表明し、4社が辞退した案件」について論議されていた(H25年11月の会議録)。委員からは「3社の入札がない限りは、仕切り直しをする方が効果的だ」との意見があった。
事務局は「入札成立要件を11月に見直し、『一般競争入札は3社、指名競争入札は2社の参加表明がなければ中止』から、『一般・指名競争入札とも1社の参加表明で良し』とした。入札不調が多く、参加者も少ない近年の状況を踏まえた。一般競争入札では広く設計書を公表しているので、それだけで十分な競争性があると認識している」と説明。資材・労務単価高騰の中で、入札不調を回避したい思いが伝わる。 抜け方式採用と公告していても、取り抜けの結果、1社しか残らなかった場合は通常方式としている自治体(春日部市)もある。

■「安全保障関連法案の、国民に分かりやすい慎重かつ十分な審議を求める意見書」 *採択！*

「戦争法案」とも揶揄されている「安全保障関連法案」について、内容が分かりにくく、国会審議での政府説明には一貫性が無く、日本は「戦争をする国」なるのかとの大きな不安と恐れを抱いた。参考人の憲法学者 3 人が 3 人とも「法案は違憲」と述べている。このままではとても看過することはできないとの切羽詰まった危機感から、定例会の会期中であったが急遽、議員提案で意見書案を提出した。

提出者 ： 磯辺香代　（敬称略）
賛成者 ： 中村節子・高橋芳市・首藤 勇・塚原良子
村尾光子

採決の結果、出口芳伸、秋山幸夫、野田善一、髙山利夫の各議員の賛同を得て採択された。 **(10：7)**

《意見書要旨》
審議は議論がかみ合わず、解りにくい。首相はじめ政府の説明は統一性が保たれてなく説明が不足している。
衆議院憲法審査会での参考人の憲法学者3人は全員法案を「違憲」と述べた。合憲とするなら、政府は法律案の文言に基づいた根拠のある具体的で一貫性のある議論をしていただきたい。
報道機関による世論調査では「十分に説明しているとは思わない」が81.4%に上った。安保法案の今国会成立に「賛成」25%、「反対」55%との調査結果もある。
安保関連法案は国のあり様が一変するであろう重要法案だ。「日本が一層の危険に晒される」可能性も持つ。 主権者である国民の深い理解と大多数の支持が成立条件であろう。国民にわかりやすい、論理的一貫性のある慎重審議を求める。

■地方創生推進特別委員会を設置

目 的　地方創生の諸施策に関する調査
委 員　議長を除く全議員
調査期間　設置の日から議会が調査終了を議決するまで
委員長 秋山幸夫議員、副委員長 岩永博美議員を選出

小山市長は小山市議会定例会最終日(6 月 29 日)に小山地区定住自立圏構想の中心市宣言をした。圏域は小山市・結城市・野木町・下野市の 3 市 1 町。
小山市が示している今後のスケジュールは
【宣言後】・県、総務省へ中心市宣言書写し提出
・圏域内市町との連携に関する協議
(推進協議会(首長)、幹事会、専門具会設置)
【９月議会】・定住自立圏形成協定の議決条例案上程
【協議終了後】・定住自立圏形成協定締結
広瀬市長は、推進協議会に参画し具体的な事業や必要性等を慎重に検討する意向を示した。 (5/27 全員協議会)
議会も特別委員会で広域連携について調査・研究する。

村尾光子の 一般質問



農業と環境問題は密接に関連する。論点整理と論拠の説明が難しかった。

下野市産特別栽培米のブランド化を求める

市内、特に河川流域地域で生産される米は大変美味である。加えて昨今の消費者の安全性や健康への関心の高まりを考えると、美味しくて安全な米へのニーズが高いと思われる。JAS認証有機栽培はじめ有機無農薬、有機減農薬などの特別栽培米をブランド化してPRすれば付加価値が高まり、農業者の収入増につながる。

市内産特別栽培農産物を特化する手始めとして、まずは米について取り組まれたい。

【広瀬市長】 H26年度産米の直接支払交付金の単価が7,500円に削減された。消費量の減少、過剰作付け、平年を上回る作柄などの悪条件が重なって、生産者米価の換算額は1俵当たり9,000円になり、生産者には厳しい状況にある。

H30年産米からは米の生産量目標の配分がなくなり、生産者、集荷業者や団体が需要に応じて生産、販売することができるようになる。主食用米の需要はさらに減少すると見込まれる。

安定した農業所得を確保するためには、実効性ある米の需給調整とともに、消費者ニーズに応じた高品質、良食味米として特別栽培米をブランド化し、生産、販売することが重要だ。

しかし、H26年度の市内における「とちぎの特別栽培農産物」認定や環境保全型農業直接支払交付金を受けての特別栽培米の生産状況は、4名の農家が約4ヘクタールの作付けに留まっている。

特別栽培米の生産は、作付けする圃場の団地化と、そのための集落単位の合意形成が不可欠である。さらに、参加農家の栽培技術の平準化、病害虫や除草への対応、独自の販路開拓など、多くの課題があり、取り組みの難しさを感じている。

このような状況だが、特色あるブランド米を高価格で販売している事例を調査し、両JAと連携を図りながら、本市での特色あるブランド米の定着と拡大を図る。

《とちぎの特別栽培農産物(愛称：リンク・ティ)》

県民の食料に対する安全性や環境問題等への関心の高まりに対応し、県では、節減対象農薬と化学肥料(窒素成分)の使用量を県慣行(通常に栽培する場合)の半分以下に減らし、一定の栽培方法に基づいて生産する農産物を「とちぎの特別栽培農産物(愛称):リンク・ティ)」として認証している。認証を受けた農産物にのみに認証マークを付すことができる。

農薬と化学肥料の使用基準は「国の新ガイドライン」に同じ。

【認証対象農産物】 31作目

水稲、大豆、そば、きゅうり、なす、トマト、いちご、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、にら、しゅんぎく、ブロッコリー、レタス、ゆうがお等

― 栃木県ホームページから ―

「Link-T」(リンク・ティ)
とちぎの特別栽培農産物
認証・栃木県

《JAS認証有機農産物》

一定の圃場で一定の期間(3年以上)無農薬、無化学肥料で栽培し、JAS規格を満たしていることを確認された農産物にのみJASマークが付けられる。この認証を受けていない農産物や農産物加工食品は「有機‥」や「オーガニック‥」と表示して販売することはできない。

JAS 認定機関名

JASの認証を受けるには煩雑な書類提出が必要。認定後も毎年、認定機関による現地監査と記帳監査がある。



薬師寺地区 有機JAS認定の圃場
（市内の有機JAS認証農家は3人）

《特別栽培農産物》

その農産物が生産された地域の慣行レベルに比べて、①節減対象農薬の使用回数が50%以下、かつ②化学肥料の窒素成分が50%以下で栽培された農産物。

「特別栽培農産物表示ガイドライン」(H19年改正)では、

適用対象：不特定多数の消費者に販売されている●未加工の野菜・果実、●乾燥調整した穀類・豆類・茶等

生産の原則：農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、①土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させる。②農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産する。

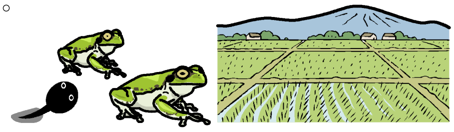
＊名称は「特別栽培農産物」と一括りにされる。

		節減対象農薬	
		不使用	5割以下
化学肥料（窒素成分）	不使用	特別栽培農産物	
	5割以下		

― 農水省「改正特別栽培農産物表示ガイドライン」パンフより抜粋 ―

(再質問)道の駅しもつけではJAおやまの特別栽培米を「生井っこ」、「とびっきり」、「うまかん米」のブランド名でキロ当たり550円～340円で販売している。下野市産特別栽培米のブランド化が実現するまで、JAうつのみやの特別栽培米も販売できないか。

【大橋産業振興部長】 JAうつのみやでは田川や鬼怒川流域の特定地域で生産され、1等級に合格し、成分分析で厳選されたものを「みやおとめ」として販売しているが、特別栽培米についての情報は無い。



カエルはカメムシの天敵！

早期に有機農業推進計画の策定を

H25 年 3 月に策定した下野市環境基本計画では、「環境に配慮した産業の推進」として「地産地消や農産物のブランド化をめざす本市の特性を踏まえ下野市有機農業推進計画を策定・推進に努めていく」と明記されている。進み具合を質した。

農薬も化学物質である。使用量低減を目指して、早期に有機農業推進計画を策定し、進むべき方向を明確にして具体的施策を強化すべきだ。策定作業の進捗状況を説明されたい。策定目標年次はいつか。

【広瀬市長】 有機農業とは、化学合成された肥料・農薬を使用しない、遺伝子組み換え技術を利用しないを基本として、環境への負荷をできる限り低減した生産方法を用いる農業をいう。

市では、有機農業や低農薬栽培に取り組む農家への支援として環境保全型農業推進事業を進めてきた。

しかし、有機農業への転換には生産技術習得、販路開拓、経営のリスクなど多くの課題があり、有機農業に取り組んでいる農家は 3 名に留まり、拡大にはつながっていない。

県では有機農業推進法に基づき、H27 年 3 月に県有機農業推進計画(2 期計画)を策定した。

本市においても、県計画に基づいた有機農業推進と減農薬・減化学肥料栽培に取り組む農家への支援をするとともに、有機農業者や消費者の意向、栽培技術や販売面等での課題など、有機農業の現状を把握し、本市における有機農業推進計画策定の検討を行っていく。

《市環境保全型農業推進事業》　H27年度予算 870万円

- ○しば焼き支援
- ○リンク･Tチャレンジ支援事業（水稲支援:10アール当たり8000円以内）
- ○有機JAS法取組支援事業（減農薬･減化学肥料栽培支援、補助率1/2以内）
- ○低農薬栽培支援事業(補助率 1/2以内)
- ○畑地帯環境整備支援事業(地力増強と冬季の粉塵対策：補助率 10アール当たり3000円以内)
- ○土壌診断推進事業(安全で良質な生産をするため: 補助率 1/3以内 1農家3点以内)
- ○環境保全型農業直接支払交付金(補助率 10アール当たり8000円以内)
- ○広域防除推進事業(水稲の箱施用病害虫防除：補助率 1/10以内)
- ○園芸施設省エネルギー化支援事業(燃油高騰対策支援：補助率1/3以内 限度額60万円)

(再質問)計画策定作業にはこれから着手するのか。どのような形で検討し、いつ頃までに策定する予定か。

【広瀬市長】 計画は策定したら結果を出さなければならない。まずは農業者と協議しながら、農業者にやっていただける側面をしっかり把握し、環境整備する時間が必要だ。方向性と到達点を決めながら策定していく。時間の猶予がほしい。

【大橋産業振興部長】 これまでは県計画に基づき推進してきた。

環境基本計画がH25年3月に策定されて以来現在まで、有機農業推進計画策定には何ら手を付けずに来たようだ。棚上げされた訳ではあるまい。

計画策定は一朝一夕にできるものではない。本腰を入れて取り組んでもらいたい。

市の推進計画は無くても個別施策で環境保全型農業を支援してきた。にもかかわらず、有機農業や特別栽培に取り組む農業者は増えてこなかった。これまでの支援策が適切かつ十分であったのかもしっかり検証してほしい。　また、JA(農協)自体が有機農業推進への認識を深め、積極的に取り組まなければ、有機農業者の拡大は困難ではないか。

小山市のブランド米「ラムサールふゆみずたんぼ米」(無農薬・無化学肥料、600円/Kg)は、生物多様性保全の観点から渡良瀬遊水地の賢明な活用策として認定された実験田で生産。7名で始め、現在11名、それぞれ4000m²を超える。小山市が強力に推進している。行政の熱意ある支援と関係者同士の連携が不可欠だ。

市内の有害化学物質の把握状況を問う

(1)環境基本計画の基本目標2「みんなが健康で安心できるくらしづくり」に掲げられた基本的報告「市民の安全と健康の確保に向け、市内の有害化学物質状況を把握していきます。」はどのように進められ、どのような状況にあるのか。把握状況を公表すべきではないか。

【広瀬市長】 杤木県では大気汚染、水質汚染、土壌汚染の調査を下野市内の 22 か所を含む県内 410 か所の地点で行っており、この調査結果は杤木県環境白書とホームページで公表している。

市では工業団地排水の、健康被害を及ぼすおそれのある有害化学物質について、定期的に水質検査を行っている。また、石橋消防組合でも様々な情報を把握しているので情報の共有化を図る。

今後は、県の調査結果をもとに市内地点分と市が実施している工業団地排水の調査結果を併せて、市ホームページで市民に分かりやす公表する。

(2)市役所も事業者としてPRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)に基づく届出が必要ではないか。どのように対応しているか。

【広瀬市長】 下野市は PRTR 法で定められた届出要件に該当しないので、届出はしていない。

《PRTR法》

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質のうち、環境中に広く存在すると認められる「第一種指定化学物質」 462 物質について、事業所から環境（大気、公共用水域、土壌）への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外

への移動量を、事業者自ら把握し国に届け出るとともに国は届出データや推計に基づき、排出量･移動量を集計･公表する。

届出対象事業者： 以下の3要件をすべて満たす事業者

①電気業･燃料小売業、下水道、ごみ処分業、熱供給業、洗濯業、写真業、医療業、高等教育機関などの 24 業種

②従業員数が 21 人以上

③年間取扱量が定められた量を超えている

《栃木県のPRTR集計結果(H24年)から》

	全国	栃木県	下野市
届出事業所数	36,504	744	18

〇下野市内からの届出上位3物質

キシレン･、エチルベンゼン、トルエン

〇県内の家庭からの推計排出量上位3位物質

①ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル

②直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

③ジクロロベンゼン

①、②は界面活性剤(洗剤成分)、③は衣類用防虫剤

家庭からも少なからずの「有害のおそれのある化学物質」を排出している。大部分が合成洗剤だ。私たちは日頃何気なく使っている市販品成分の化学物質について、その功罪をきちんと認識すべきではないだろうか。

合成洗剤や防虫剤の成分が「第一種指定化学物質」であることを常日頃から意識し、できるだけ使用量を抑える、別な物に替えるなどの工夫をすべきではないか。環境は意識的に考え実践しないと保全できない時代なのだ

(3)SAICM（サイカム：国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ）国内実施計画がH24年9月に策定されている。 この理念に基づき、行政自らも含め、市民、事業者が化学物質のリスクに関する理解を深め、有害化学物質の使用につながらないよう、適切な情報を提供すべきである。

【広瀬市長】SAICM 計画では化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産、使用されることを目標に掲げている。

国は PRTR 法に基づく事業所からの届出による排出量と家庭や農地、自動車等から排出される化学物質を公表している。排出量が多いのはトルエン、キシレンなどで、塗料･インキ等の溶剤、ガソリンや灯油等から排出されたものである。

事業所は各法律に基づき化学物質の適正管理と使用を行い、所管行政庁が PR している。

市民一人ひとりが、ガソリンや灯油、合成洗剤、農薬の使用からも化学物質が大気、水質、土壌中に排出され、健康や環境への悪影響につながっていることを認識することが大切である。

化学物質の使用を最小限に抑えるよう、大量消費の抑制や省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用などの取り組みを広報誌や市ホームページ、産業祭や消費者まつりなどのイベントにて PR する。

【渡辺市民生活部長】県のデータによると家庭から排出されている(第一種指定)化学物質は約 11 ％を占める。家庭用のものに何が含まれているか、知らせることはできる。

環境基本計画は H25 年から動き出したところで、担当部署では各課にわたる各事業を調べ、27 年度中にデータ化し、情報提供したい。理解を深めるための説明の仕方を研究する。

「国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ」

（Strategic Approach to International Chemicals Management, SAICM ：サイカム）

SAICM は、2020 年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産･使用されるようにすることを目標とし、科学的なリスク評価に基づくリスク削減、予防的アプローチ、**有害化学物質に関する情報の収集と提供**、各国における化学物質管理体制の整備、途上国に対する技術協力の推進などを進めることを定めたもの。

■SAICMは3つの文書で構成されている。

①国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言

各国首脳による宣言。30 項目からなる。

②包括的方針戦略

SAICM の対象範囲、必要性、目的、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について定めた文書

③目標に向けた具体的な世界行動計画

SAICM の目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として 273 の行動項目をリストアップ。実施主体、スケジュールなどを示唆。

■SAICMが掲げる5つの分野の目的

1. リスク削減：科学的なリスク評価を行い、予防的アプローチをとり、安全な代替品の開発などを行う。
2. 知識と情報：特に子どもたちのような影響を受けやすい集団や生態系への影響についての知識と情報を集め、関係者みんなが引用できるようにする。
3. ガバナンス：関係者が参加し、協力して、化学物質を適切に管理する仕組みを作る。
4. 能力向上と技術協力：開発途上国などが化学物質管理能力や技術を身につけるために協力する。
5. 不法な取引への対応：有害物質などについての不法な国際取引を行わせない。

国内実施計画〈包括的な化学物質に関する今後の戦略〉策定 （H24 年 9 月）

【実施計画の対象】SAICM の規定と同様

持続可能な発展を促進し、製品中を含むライフサイクル全般において化学物質を対象とする観点をもち下記を含む

(a)化学物質の環境、経済、社会、健康及び労働面からの安全性 (b)農業用化学物質と工業用化学物質

●科学的なリスク評価推進

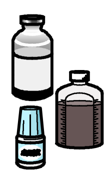
●ライフサイクル全体のリスク削減

●未解明問題への対応

●安全･安心の一層の推進

●国際協力･国際協調の推進

●今後検討すべき課題



【実施状況の点検】2015 年に開催予定の ICCM4 (国際化学物質管理会議)に先立って、関係省庁連絡会議において点検し、結果を公表する。

（参考：環境省 HP 、ダイオキシン･環境ホルモン対策国民会議発行パンフ「子どもたちの未来を守るために」）

《自主研修報告》

■オーストリアの選挙権は16歳から

政治教育は不可欠の要素 （近藤孝弘先生の講義）

― 5月19日 全国自治体議員行財政自主研究会 ―

オーストリアは現在 人口800万人、うち200万人が首都ウィーンに住む。

■オーストリアの現代史

これまでに選挙年齢は4度引き下げられ、2007年には18歳から16歳に引き下げられた。被選挙権は18歳。ここに至るまでには歴史的な背景があった。

1938年 ナチス・ドイツと合併

1939年 ドイツ人として世界第二次大戦に参戦

1945年 敗戦、戦勝国4カ国(英・米・ソ・独)による分割統治
公民教育に関する布告

> 【公民的活動について2つの課題】
> ①オーストリアの郷土・文化に対する意識を覚醒し育む(民族主義)
> ②共和国に忠実、有能な市民を育てる(民主主義)
> ※ナチス・ドイツと合併し、ドイツ人として大戦を戦い敗戦を迎えたオーストリア人の中には、「自分たちも被害者」と考える人たちも多く、ナチスとしての「戦争責任」を徹底することができなかった。ドイツとは異なる流れで、終戦後の政治教育は、オーストリア人としての民族意識を醸成することにウエートが置かれた。

選挙年齢を21歳から20歳に引き下げ

1951年 永世中立国として独立

1968年 選挙年齢を20歳から19歳に引き下げ

1973年 教育省に政治教育課設置

1978年 政治教育の基本原則

1986年 ヴァルトハイム事件

> 国連事務総長を2期努めたクルト・ヴァルトハイムは1986年に大統領に就任(～1992年)したが、ナチス・ドイツの将校であったことが発覚し、アメリカは1987年に入国禁止処分とした。以来オーストリアは国際社会で孤立する。

1989年 後期中等教育最終学年(18歳)に政治教育
歴史の時間を教科としての政治教育に

1992年 選挙年齢を19歳から18歳に引き下げ

1995年 EU加盟

> 政治教育の目的が変化し、普遍的な価値を中核に置く。ヨーロッパに関する教育として法律などのほかヨーロッパ人を育てる目的も。国家は安定する。

2007年 選挙年齢を18歳から16歳に引き下げ

2008年 前期中等教育最終学年(14歳)に政治教育

> **《オーストリア政治教育の3つの柱》**
> ①オーストリアの民主主義に関する教育
> ②現代史教育(政治教育の出発点)
> ③ヨーロッパ教育

> 戦後、永世中立国として独立したことにより、冷戦体制の中、西側、東側とも圧力をかけにくい(圧力をかけると相手方に寄ってしまう)状態となった。結果的に戦勝国から民主化を強く求められることが無かった。 ヴァルトハイム事件、その後のEU加盟により政治教育の内容は大きく変わった。民族意識からでは無く、非民族主義的な民主社会建設へと教育目標を転換せざるを得なかった。
> 選挙権年齢の引き下げは、長年大連立政権に参加してきた社会民主党青年部の働きかけが大きい。

■民主主義工房が提供するプログラム

国会は国会議事堂に隣接して体験型プロジェクトを提供する「民主主義工房」を設置し、全国の生徒へ政治に関する学習プログラムを提供している。目的は政治への関心を喚起すること。

学校のクラス単位で参加する。1グループ15人程度、引率の教師は参観しているだけで、スタッフと学生ボランティアが指導・支援する。全国の学校から申込みを受けている。

対象年齢：8歳～14歳、
8～10歳、11～12歳、11～14歳の3つの段階に分け、それぞれ半日で終了する6つのプログラムに楽しんで参加できるよう用意されている。

> 【6つのテーマ】
> 1．政治工房 ― 国会を探検する。法律ができるまで
> 2．メディア工房 ― 情報による操作
> 3．国会議員とともに ― 法律は皆のためにある？
> (各政党から出向き、インタビューを受け討論もする)
> 4．参加工房 ― わたしの意見にも意味がある
> 5．現代史工房 ― 共和国の過去への旅
> 6．ヨーロッパ工房 ― EUに親しむ

《オーストリアの政治教育への期待は》

●新たに選挙権を得た若者が棄権しないようにする。

●右翼急進主義政党に代表される、民主主義にとっての脅威に、若者が導かれないようにする。

―近藤先生講義資料から抜粋引用―

> オーストリアは敗戦後、ドイツとは異なった歴史を歩んだ。しかし、16歳からの投票を既に2回も実施している。
> 危惧されたように16～17歳の投票率は63％と低かったそうだ(全体75％、2013年)。だが、予想の範囲内で、心配されたほどでは無いとのこと。このことは、ますます政治教育への期待を高める結果となったと近藤先生は締めくくった。

> *～ あれこれ ～* ■「安保関連法案は昨秋の日米ガイドライン協議(実務者協議2＋2)で既に骨子は決まっており、5月の安倍首相訪米は最後の手打ち、そして、日本国民には何も知らせずに、米国議会で、8月中に安保関連法案を決めると約束してきた。これは一国の首相では無く、植民地の総督のすることで、独裁者に等しい」(桂 敬一氏、7/11)。全く同感。国民世論とはかけ離れた独善なやり方は独裁的だし、自民党改憲案第9条は、まるでナチス・ドイツ時代の全権委任法と同じでは、と恐怖心を抱いている。全く、主権者たる国民を愚弄している。■国民もしっかりと意思表示をしなければ、この国はどう変わってしまうことか。「戦争はある日突然にではなく、じわじわと生活を脅かし、気づいたら既に戦争」だって。■元教師たちが作った歴史教科書(学び舎発行)の現代部分を読んだ。豊富な内容で読み物としてもおもしろい。手元に置きたい本の1冊だ。孫にもプレゼントしたい。

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

3/23～4/5　議会報告 No38 編集･印刷作業

【4月】

4　教育相談研修会

5　GT 祇園五丁目自治会総会

6　**議会だより編集委員会**

8　**南河内第2中学校入学式参列**

9　**祇園小学校入学式参列**

11　市川房枝記念会連続講座「戦後 70 年を考える―日本のエネルギー問題と原発」飯田哲也氏（東京）

12　下野市を元気にする会総会／とちぎつばさの会下野支部総会

16　出会いふれあい会食サービスボランティア

18　市制 10 周年記念市民活動補助事業プレゼンテーション／講演「ペットボトルの高度なリサイクルへの取組」協栄産業　古澤栄一氏（小山市）

19　自然に親しむ会総会･講演「」宇大　杉田昭栄教授

21　**議会だより編集委員会**

22　**議会運営委員会／議員全員協議会／議会活性化特別委員会**

25　下野市九条の会総会準備

26　議会報告会

27　生活学校やよい会総会･報告「アフガニスタンでの活動」岡本英樹氏

28　**議会だより編集委員会**

29　文化協会講演「地域医療大変革時代」三瀬順一氏

30 ～ 5/2 法事（小樽市）

【5 月】

9　**ミニバスケット第19回天平カップ国分寺大会開会式参列**／市川房枝記念会連続講座「戦後 70 年を考える―なぜ日本は日米開戦に進んだか、そして今への教訓」孫崎　享氏（東京）

10　吉田西クリーンセンタービオトープ除草作業

11　市ボランティア連絡協議会総会準備

13　**教育福祉常任委員会**

14　ジャコウアゲハを保護する会･作業･観察会

14 ～ 15　帰省（日立市）

16　市ボランティア連絡協議会総会･講演「みんなが幸せに暮らすために今できることは？」畠山由美さん／図書館問題研究会栃木支部学習会「図書館がめざすもの」竹内 悊氏（宇都宮市）

18　下野つばさの会（旧とちぎつばさの会下野支部）

19　やよい会例会

20　**認定こども園野ばら幼稚園創立40周年記念･新園舎竣工記念式典参列**

21　全国自治体議員行財政自主研究会準備（今年度世話人）

22 ～ 23　市川房枝記念会政治参画フォーラム「学校教育はいま―試される自治体の良識と力」藤田英典氏／「マイナンバー制度がやってくる―市民と自治体にどうかかわるのか」三木由希子氏／「暮らしと自治の基盤としての図書館」山口源治郎氏／「子ども支援取り組みの現場から」畠山由美氏（東京）

23 ～ 24　全国自治体議員行財政自主研究会「反『再分配』の財政社会学―人間の顔をした社会を取り戻す」井手英策氏／「オーストリアにおける選挙年齢の引き下げと政治教育への期待」近藤孝弘氏（東京）

25　市ボランティア連絡協議会執行委員会

27　**議会運営委員会／議員全員協議会／議会活性化特別委員会**

28　**議会だより編集委員会**

30　**祇園小･緑小運動会参観**／男女共同参画セミナー県民講座「メディアリテラシー」諸橋泰樹氏（宇都宮市）

31　美化キャンペーン活動(GT 祇園 5 自治会)／下野九条の会

【6 月】

1　一般質問事項について所管課からヒアリング／小山栃木都市計画マスタープラン説明会

3 ～ 18　**市議会第2回定例会**

3、4、5、8、18 日　**本会議**

6 日　**村尾一般質問**

9 日　**教育福祉常任委員会**

10 日　総務常任委員会傍聴

11 日　経済建設常任委員会傍聴

15 日　**議会運営委員会／議員全員協議会**

18 日　**議員全員協議会／議会だより編集委員会**

6　認定こども園むつみ愛泉幼稚園園舎完成お披露目会

7　とちぎつばさの会研修会「ドイツは民主主義の能力をどう育てているか」近藤孝弘氏（宇都宮市）

13　**第2中運動会参観**／男女共同参画県民講座「セクシュアル･マイノリティ」平良愛香氏／日本比較教育学会公開シンポ｛多文化共生社会における教育｣（宇都宮市）

16　総合教育会議傍聴

20　男女共同参画県民のつどい･映画「何を怖れる　フェミニズムを生きた女たち」／講演「リブから 40 年、日本の女はどこまで変わったか」上野千鶴子氏（宇都宮市）

21　とちぎ地域自治研究所総会･講演「真の地域再生を目指して」角田英昭氏（宇都宮市）

22　やよい会例会

24　**議会だより編集委員会正副委員長打ち合わせ**

25　下野つばさの会／市 V 連南河内地区運営委員会

26　市 V 連広報部会

27　教育相談研修会（宇都宮市）／教科書センター閲覧

28　下野市九条の会

30-7/1　**議会だより編集委員会行政視察**（新潟県燕市･上越市）

19 ～ 28　議会だより原稿執筆

26 ～ 7/13　議会報告 No39 編集･印刷作業



＊ 6 月～毎週月曜日お茶の間健康クラブ送迎ボランティア

文字ばかりで読んでいただけるだろうかと案じつつ、知らせたい！と書いてしまう私･･･。直らないのかも知れない。